

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業の特定事業の選定 及び客観的評価結果の公表について

豊田市は、豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、特定事業に選定したので、同法第11条に規定する客観的な評価の結果とともに公表します。

令和8年1月9日

豊田市長 太田 稔彦

1. 事業概要

(1) 事業名称

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所（以下「本発電所」という。）

(3) 事業の目的

豊田市（以下「市」という。）では、令和元年に「ゼロカーボンシティ宣言」を実施し、市民・事業者・行政が一体となって、2050年までの脱炭素社会の実現を目指している。

小水力発電とは、水の落差を利用した発電で、クリーンな循環エネルギーである水力を利用しているため、他の地域へ環境負荷を与えることがなく、かつ太陽光発電のように天候の影響を受けにくい。ため、安定した電力の売電収入により、一定の収入を獲得可能であると想定されることから、その収入の一部を市の施策等に沿った地域貢献のための事業に用いることで、資金の効率的かつ効果的な活用につなげることができる。と期待できる。小水力発電所の設置及び運営並びに地域貢献のための事業を民間の創意工夫に委ねることで、より効率的かつ効果的な運営及び独創的な地域貢献のための事業の実施が期待されることから、民間事業者の小水力発電所の設置及び運営、並びに地域貢献のための事業の実施が理想である。

これらを踏まえ、本発電所が、電力の地産地消と、地域に対してその利潤を還元するサイクルを推進する原動力となることを目的として、本事業を実施する。

(4) 事業の概要

本事業においては、事業者自身が、低圧での水力発電事業を設計・建設した上で発電と売電による収入を得ることで事業性を確保することを想定しているが、単に発電事業による利益の追求を主目的とするものとはせず、地域振興、地域活性化、地域との共生を主題とした事業とすることを予定している。かかる観点から、事業者には、売電収入の一部を用いて地域還元事業を事業者の創意工夫に基づく内容にて実施することを求めるものとする。

このように、地域の資源を活用した水力発電による事業性を確保しながら、その利潤を地域に還元されるような発電事業の仕組みづくりを行うことを重視している。本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI

法」という。)に基づいて行う。

(5) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

① 発電所施設の設計・建設業務

本発電所においては、必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

② 運転開始まで

ア.電力系統への発電設備の連系に関する申込み（系統連系申請）

イ.水利権申請

ウ.水圧管埋設に伴う道路占用許可申請

エ.発電設備の設置に係る実施設計

オ.国・県・市・地元関係者との調整

カ.電気事業法関係の手続き

キ.その他、関係法令及び条例の手続き

ク.発電設備の設置

ケ.発電施設設置予定地の土地契約等

③ 運転開始以降

ア.非常時含む発電所施設の維持管理

イ.市の企画への協力含む地域活性化に資する事業の実施

ウ.事業終了後の原状回復

エ.その他、発電事業を行うにあたって必要となる業務

④ 地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

(6) 事業方式

土地を借り受け、P F I 法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する B O O (Build-Own-Operate) 方式により行う。

(7) 事業期間

協定締結日から令和 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、本発電所の建設作業が合理的な理由で遅延した場合（事業者の帰責性がないものに限る。例えば、一時的な資材の高騰や周辺地域での災害を想定している。）には、市が、事業期間を本発電所供用開始から 2 0 年までとすることを認めることがある。

(8) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8 年 3 月	事業者との事業協定締結
令和 9 年 4 月頃	事業者による本発電所供用開始
令和 2 9 年 3 月 31 日	本発電所の供用終了・原状回復

(9) 事業者の収入及び費用負担

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を収受できるものとする。

2. 事業の評価

(1) 評価の方法

市が従来方式により直接実施する場合及びP F I 事業として民間事業者が実施する場合において、本事業は、事業者の独立採算型事業を目標として実施する予定であることから、市の財政負担の軽減が図られることを選定の基準として採択することができないため、事業期間全体を通して市にもたらされるメリットに関する定性的な評価を実施した。

(2) 評価の結果

市は、本事業のコストを原則として負担しないことで、売電収入が得られなかった場合のリスクを低減できる一方で、売電収入が発生した場合は、その一部を事業内容の一つである地域還元事業という形で享受することができる。また、地域還元事業の具体的内容は、提案書で事業者が具体的に提案することとなっており、市の政策等に適合しつつも市の従来の発想にはない独創的な事業を選択できることが期待できる。このように、民間事業者による効率的な本発電所の経営により、発電による利益が、民間事業者の創意工夫に基づく形で地域に還元されることが期待される。

(3) 評価

以上のように、本事業をP F I 事業として実施することにより、売電収入による地域への還元が見込まれるなどの定性的効果が期待できる。よって、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第7条に基づき本事業を特定事業として選定する。